



神奈川県
福祉子どもみらい局青少年課

令和7年度 神奈川県社会環境実態調査結果

令和8年2月

目 次

第1章 調査の概要	
1 調査の目的	1
2 調査方法	1
3 調査実施件数	1
4 調査項目	2
第2章 調査結果	
I カラオケボックス	3
1 条例に基づく措置の状況（深夜立入禁止の表示）	3
2 個室の状況	4
3 20歳未満の喫煙飲酒防止の取組状況	4
II 図書類取扱店	5
1 調査店舗の内訳	5
2 図書類の区分陳列の状況	5
3 有害図書類の区分陳列の方法	7
4 販売・貸付等禁止の表示の状況	8
5 条例に基づく措置等の順守状況の推移【書店】	9
第3章 単純計算一覧表	10

図一覧

- 図 1 深夜立入禁止の表示
- 図 2 深夜立入禁止の表示の推移
- 図 3 個室の状況
- 図 4 区分陳列の状況
- 図 5 有害図書類の陳列方法（書店・映像ソフト取扱店）
- 図 6 有害図書類の陳列方法（ゲームソフト取扱店）
- 図 7 販売・閲覧等禁止の表示
- 図 8 条例の順守状況の推移【書店】

第1章 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、青少年の健全育成に大きな影響を与えると考えられる各種営業の実態や神奈川県青少年保護育成条例（以下「条例」という）の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への立入調査及び指導、県民への周知啓発、条例による規制等の検討に資する基礎資料とするため、県と市町村が協力して調査を行うものである。

2 調査方法

本調査は、地域の青少年指導員や各市町村職員が、県青少年課が指定した調査対象店舗を訪問し、従業者からの聞き取り及び店舗内の視認により行った。

今回の調査対象店舗約164件のうち、既に廃止している店舗や調査協力を得られなかった店舗を除く145件に対して調査を実施した。

調査地域	神奈川県
調査対象業種	カラオケボックス 図書類取扱店（書店・古書店・映像ソフト取扱店・ゲームソフト取扱店）
調査方法	訪問調査（従業者からの聞き取り・店舗内の視認）
調査期間	令和7年7月1日～令和7年9月30日
対象店舗数	164件
回答店舗数※	145件（回答率88.4%）【カラオケボックス 80店舗／図書取扱店 65店舗】

※ 調査への回答が得られた店舗数。閉店が確認された店舗、業務都合等により調査への協力が得られなかった店舗を除いた件数としている。

3 調査実施件数

地域	カラオケボックス	図書類取扱店		
		書店	映像ソフト取扱店	ゲームソフト取扱店
横浜市	31	16	7	12
川崎市	13	8	5	3
相模原市	4	5	1	3
横須賀・三浦地域	9	6	3	3
県央地域	9	4	5	5
湘南地域	11	10	2	2
県西地域	3	6	3	3
合計	80	55	26	31

※ 図書類取扱店はそれぞれ重複あり

4 調査項目

カラオケボックス	
(1) 条例に基づく措置	① 深夜営業の状況
	② 18歳未満の深夜立入禁止の表示の有無
(2) 客席の状況	③ 個室の有無
	④ 外部からの個室内部の見通しの可否
	⑤ 個室における内鍵の有無
(3) たばこ・酒類の取扱状況	⑥ たばこ・酒類の取扱いの有無
	⑦ 20歳未満と思われる者への年齢確認の方法
	⑧ 自動販売機の設置の有無
	⑨ 年齢識別装置の設置の有無
図書類取扱店（書店・映像ソフト取扱店・ゲームソフト取扱店）	
(1) 書籍の陳列状況等	① 陳列方法
	② 18歳未満への販売・貸付等禁止の表示の有無
	③ サンプルディスプレイの有無
(2) 映像ソフトの陳列状況等	④ 陳列方法
	⑤ 18歳未満への販売・貸付等禁止の表示の有無
	⑥ サンプルディスプレイの有無
(3) ゲームソフトの陳列状況等	⑦ 陳列方法
	⑧ 18歳未満への販売・貸付等禁止の表示の有無
	⑨ サンプルディスプレイの有無

第2章 調査結果

I カラオケボックス（全80件） 平成2年度調査開始

1 条例に基づく措置の状況（深夜立入禁止の表示）

カラオケボックスにおける青少年の深夜外出の防止に向けた措置の状況について把握するため、深夜営業の有無について、カラオケボックス80店舗を対象に調査を実施した。

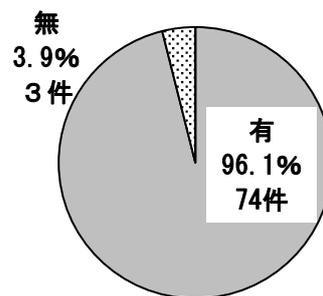
調査の結果、深夜営業を行う店舗は77件だった。

深夜営業 無	23時までに閉店	3
深夜営業 有	23時より後に閉店	63
	24時間営業	14

カラオケボックスの経営者等は、条例第26条に基づき、深夜においては当該施設に青少年を立ち入らせてはならず、その旨を施設の入口に表示しなければならない。

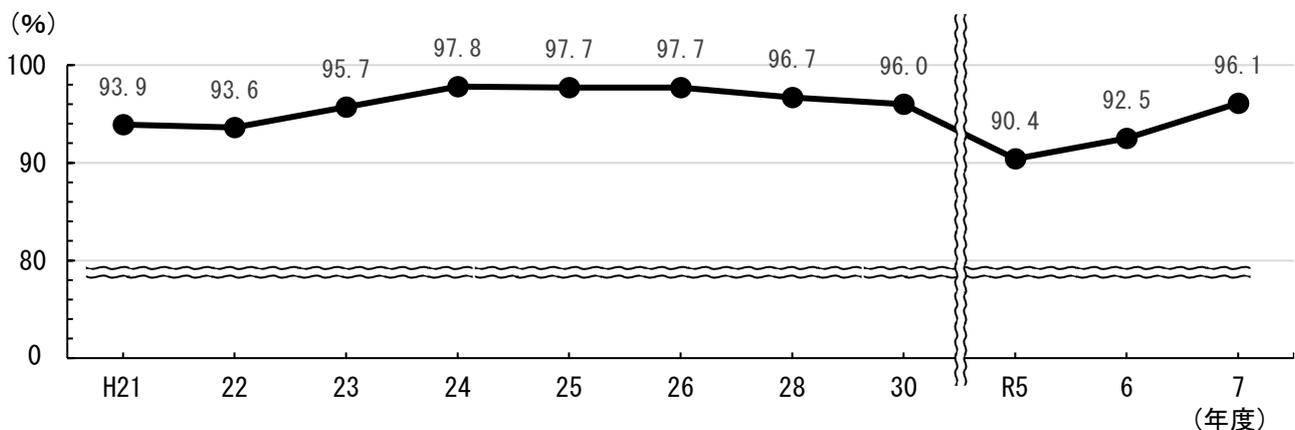
深夜営業を行う77店舗のうち、青少年の深夜立入禁止の表示がある店舗は74件、表示がない店舗は3件だった。

図1 深夜立入禁止の表示（N=77）



条例の順守状況について、深夜立入禁止の表示をしている店舗の割合は、過去10回の調査において下図のとおり推移している。

図2 深夜立入禁止表示「有」の推移



※ 平成26～30年度は、隔年で実施。

※ 令和2～4年度は、新型コロナの影響により、調査の休止または調査規模の縮小により調査件数が例年と大きく異なるため、グラフから省略している。

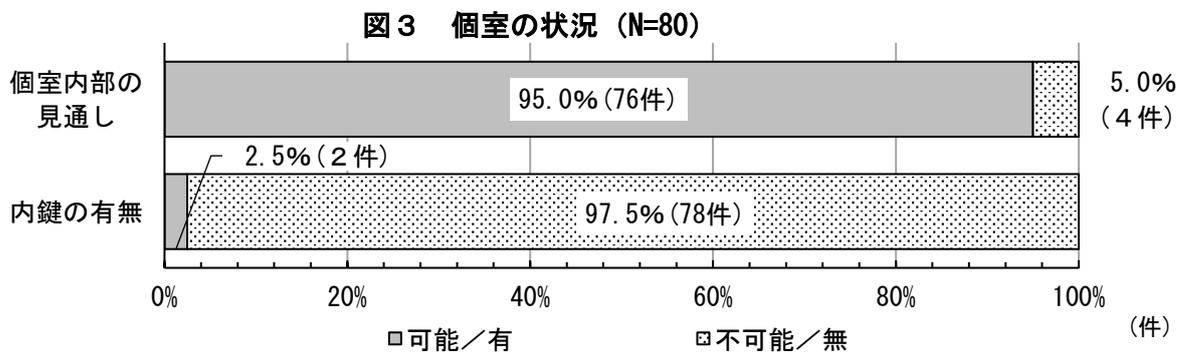
青少年保護育成条例第26条関係

- カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶等の経営者等は、深夜において当該施設に青少年を立ち入らせてはならない。(30万円以下の罰金)
- 当該施設の経営者は、深夜にその施設において営業する場合は、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければならない。(10万円以下の罰金)

2 個室の状況

個室の状況について調査を行ったところ、全ての店舗(80件)で個室が設置されていた。

この内、外部から個室内部の見通しが可能な店舗は76件、不可能な店舗は4件あり、個室の内側から鍵をかけられる内鍵のある店舗は2件、ない店舗は78件あった。なお、個室内部の見通しが不可能かつ内側から鍵をかけられる店舗はなかった。



3 20歳未満の喫煙飲酒防止の取組状況

神奈川県では、青少年喫煙飲酒防止条例第9条に基づき、自動販売機によりたばこ・酒類を販売するときは、年齢識別装置を設置するなど購入しようとする者の年齢を確認するための措置を設けなければならない。

カラオケボックスにおけるたばこ・酒類の自動販売機および年齢識別装置の設置について調査したところ、酒類の自動販売機を設置している店舗が3件あり、そのうち、年齢識別装置を設置している店舗が1件、していない店舗が2件であった。

自動販売機の設置			年齢識別装置の有無	
たばこのみ	酒類のみ	両方	有	無
0	3	0	1	2

青少年喫煙飲酒防止条例第9条関係

- 販売業者は、自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、たばこ又は酒類を購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置(証明書等により購入者が満20歳以上であることを確認できる機能)を当該自動販売機に講じなければならない。ただし、酒類自販機においては、ネットカフェなど閉鎖性のある施設内に設置され、その利用が専ら当該施設の利用者に限られる場合、常時監視が可能な場所に設置するなど他の適切な管理方法をもって代えることができる。

Ⅱ 図書類取扱店（全65件）平成18年度調査開始

1 調査店舗の内訳

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類の店舗における陳列状況等について把握するため、有害図書類^{※1}の取扱いの有無について、書店(古書店含む)55店舗、映像ソフト取扱店26店舗、ゲームソフト取扱店31店舗を対象に調査を実施した。

調査の結果、書店(古書店含む)22件、映像ソフト取扱店20件、ゲームソフト取扱店26件において有害図書類の取扱があった。

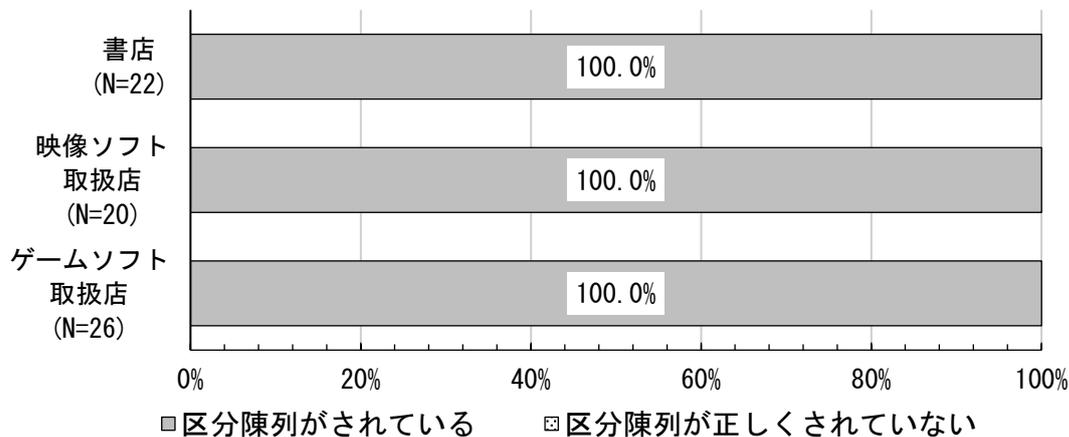
	書店	映像ソフト 取扱店	ゲームソフト 取扱店
調査件数(全体)	55	26	31
有害図書類の取扱い がある店舗数	22 40.0%	20 76.9%	26 83.9%

2 図書類の区分陳列の状況

図書類取扱店では、条例第11条に基づき、有害図書類を陳列するときは、定められた方法により当該図書類を他の図書類と区分し、屋内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。

有害図書類の区分陳列をしている店舗は、書店が22件、映像ソフト取扱店が20件、ゲームソフト取扱店が26件で、今回調査した店舗では、区分陳列されていない店舗はなかった。

図4 区分陳列の状況



1 有害図書類とは、卑わいな描写や残虐な描写など、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある、個別または包括的に指定された図書類である。条例及び規則では、これら図書類を青少年が入手したり、視聴したりすることがないよう規制措置を規定している。

青少年保護育成条例第11条関係

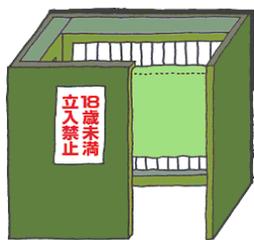
○図書類の販売又は貸付を営む者は、有害図書類を他の図書類と区分して、屋内の容易に監視できる場所に、規則(第4条)で定める方法で陳列しなければならない。(区分陳列が行われておらず、改善命令にも従わない場合は30万円以下の罰金)

青少年保護育成条例第14条関係

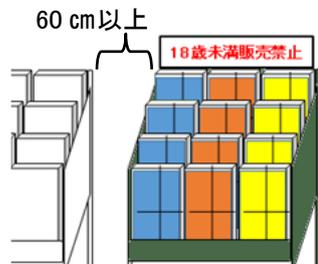
○図書類の販売又は貸付を営む者は、団体表示図書類※₂を有害図書類と同様又は規則(第6条)で定める方法により陳列するよう努めなければならない。

【参考】有害図書類の陳列方法 (規則第4条)

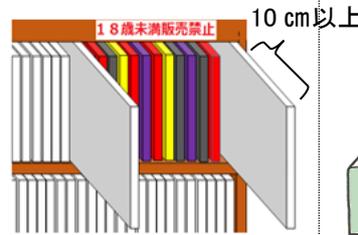
間仕切り等で仕切られた場所にまとめて陳列



ビニール包装、ひも掛け等をしたうえで他の図書の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列



10cm以上張り出した仕切り板の間にまとめて陳列

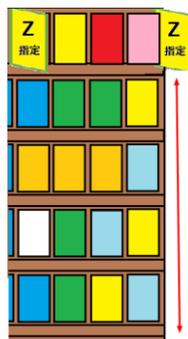


従業員が常駐するカウンターの内側にまとめて陳列

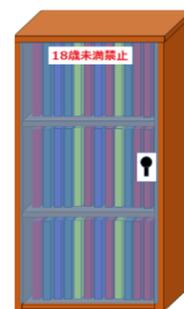


【参考】団体表示図書類の陳列方法 (規則第6条)

床から150cm以上の位置で、Z区分である旨を記した仕切り板の間にまとめて陳列



施錠されたガラスケースの中にまとめて陳列



2 団体表示図書類とは、条例第13条に基づき、指定団体が、青少年に読ませ、聴かせ、または見せることが不適當であるとされた図書類である。

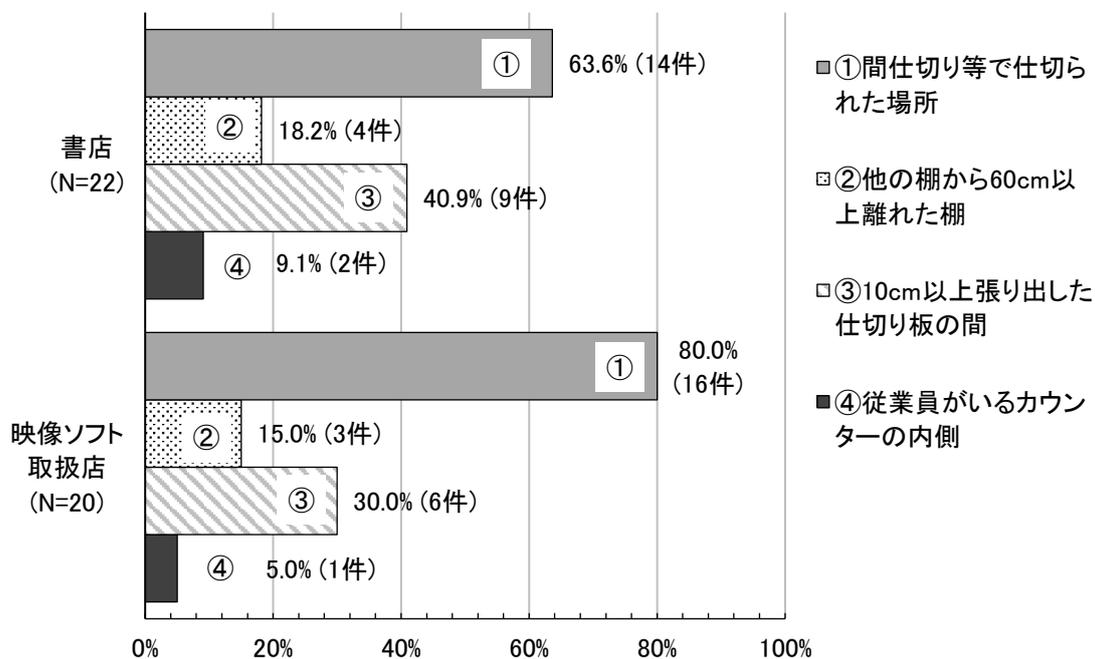
3 有害図書類の区分陳列の方法

有害図書類の区分陳列を行っている店舗における陳列方法は、書店(古書店含む)、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店でそれぞれ、下表のとおりだった。

区分陳列の方法	書店 古書店	映像 ソフト 取扱店	ゲーム ソフト 取扱店
有害図書類の区分陳列をしている店舗	22店	20店	26店
①間仕切り等で仕切られた場所にまとめて陳列	14件	16件	8件
②他の図書の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列	4件	3件	2件
③10cm以上張り出した仕切り板の間にまとめて陳列	9件	6件	9件
④従業員が常駐するカウンターの内側にまとめて陳列	2件	1件	1件
⑤150cm以上の高さに仕切り板を設けてまとめて陳列 (ゲームソフトのみ)	—	—	15件
⑥施錠されたガラスケースの中にまとめて陳列 (ゲームソフトのみ)	—	—	1件

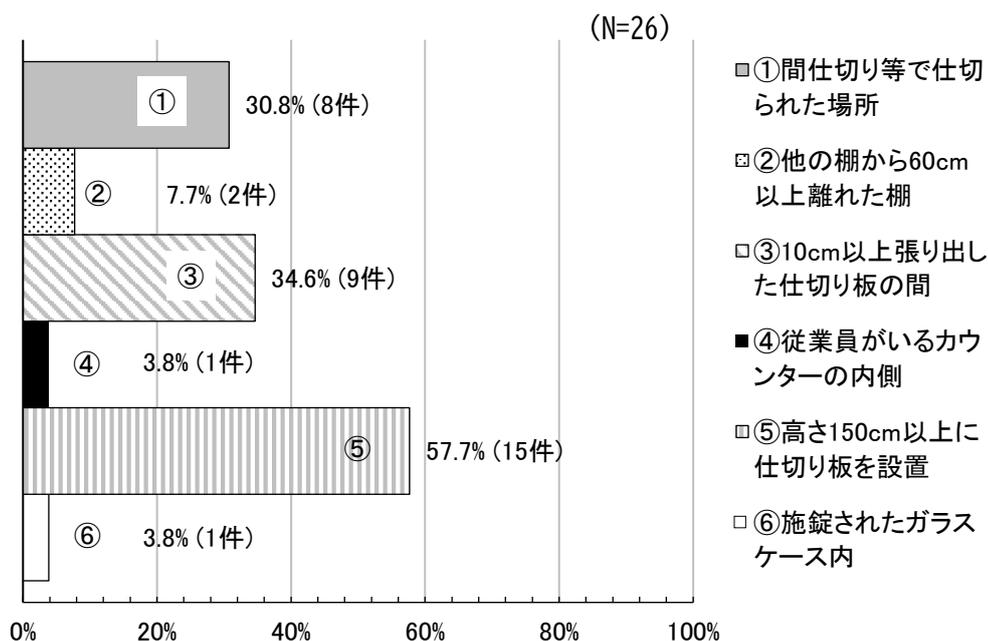
※複数の陳列方法を実施する店舗があるため陳列方法の件数の合計と店舗数は一致しません

図5 有害図書類の陳列方法（書店・映像ソフト取扱店）



※複数の陳列方法を実施する店舗があるため、合計が100%になりません。

図6 有害図書類の陳列方法（ゲームソフト取扱店）



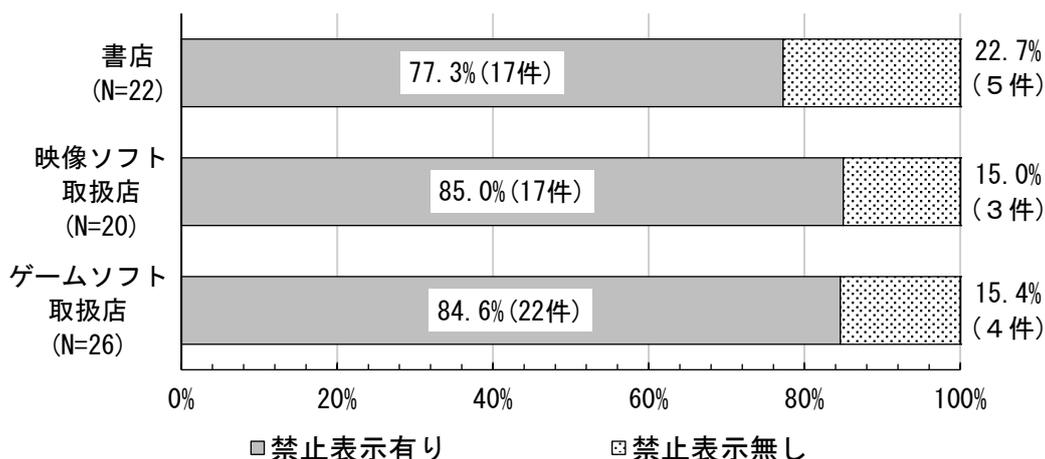
※複数の陳列方法を実施する店舗があるため、合計が100%になりません。

4 販売・貸付等禁止の表示の状況

図書類販売店では、条例規則第4条に基づき、有害図書類を18歳未満に販売・閲覧させることができない旨を見やすいよう掲示しなければならない。

有害図書類の取扱いがある店舗の内、当該表示がある店舗は、書店が17件、映像ソフト取扱店が17件、ゲームソフト取扱店が22件だった。

図7 販売・閲覧等禁止の表示



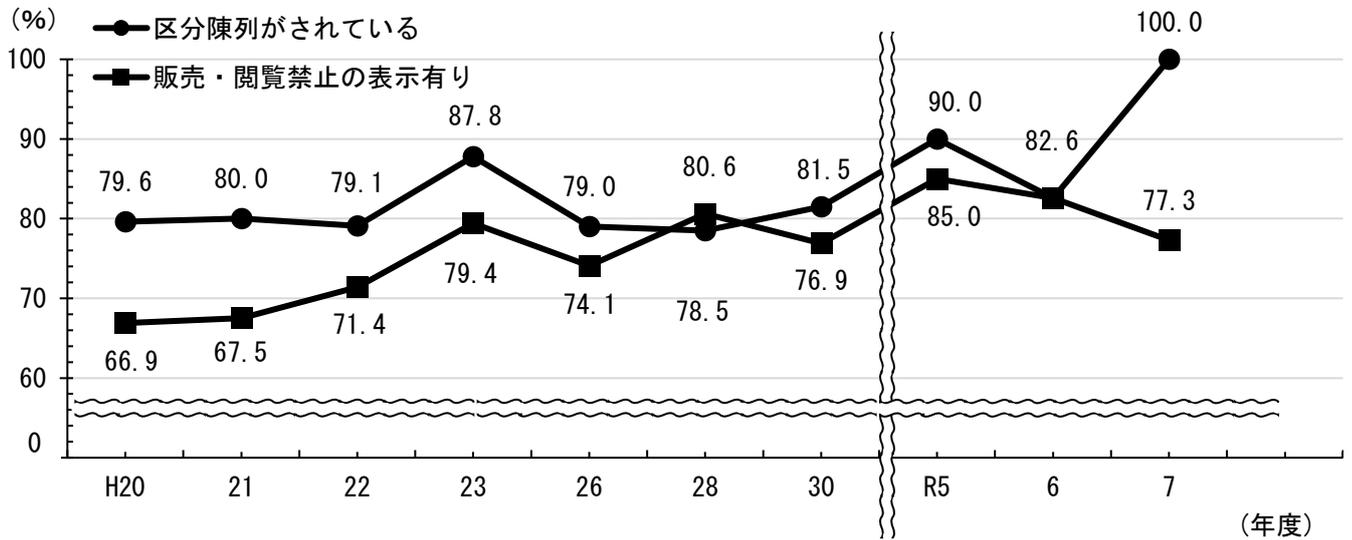
青少年保護育成条例施行規則第4条関係

○図書類の販売又は貸付を営む者は、有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に、有害図書類を18歳未満に販売（貸付）又は閲覧させること等ができない旨を、容易に判読できる大きさの文字により掲示しなければならない。

5 条例に基づく措置等の順守状況の推移【書店】

書店における条例の順守状況について、有害図書類の区分陳列をしている店舗及び、有害図書類の販売・閲覧等禁止の表示をしている店舗の割合は、過去10回の調査において下図のとおり推移している。

図8 条例の順守状況の推移【書店】



※ 平成26～30年度は、隔年で実施。

※ 令和2～4年度は、新型コロナの影響により、調査の休止または調査規模の縮小により調査件数が例年と大きく異なるため、グラフから省略している。

第3章 単純集計一覧表

カラオケボックス

	市町村	(1) 条例に基づく措置				(2) 客席の状況						(3) たばこ・酒類の取扱い状況																
		営業区分	深夜営業の状況			18歳未満の深夜入場制限の表示の有無	個室の有無		外部からの個室内部の見通し		個室の内鍵の有無	たばこ・酒類の取扱いの有無				20歳未満と思われる者の年齢確認の有無				自動販売機設置の有無				年齢識別装置の有無				
			1	2	3		1	2	1	2		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2			
			カラオケボックス	(深夜営業なし)	(深夜営業あり)		(深夜営業あり)	有	無	可		不可	有	無	たばこのみ有	酒類のみ有	いずれも有	いずれも無	販売時に身分証を確認	販売時に会員証を確認	その他(身分証の提示を求めない)	無	たばこのみ有	酒類のみ有	いずれも有	いずれも無	有	無
政令市	横浜市	31	1	23	7	28	2	31	0	28	3	0	31	0	24	4	3	21	7	0	0	0	0	2	0	26	0	2
	川崎市	13	0	10	3	13	0	13	0	13	0	1	12	0	13	0	0	11	0	2	0	0	0	0	13	0	0	
	相模原市	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	0	4	0	3	1	0	4	2	0	0	0	0	0	4	0	0	
	小計	48	1	37	10	45	2	48	0	45	3	1	47	0	40	5	3	36	9	2	0	0	2	0	43	0	2	
横須賀三浦地域	横須賀市	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	0	5	0	5	0	0	3	2	0	0	0	0	0	5	0	0	
	鎌倉市	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	1	1	0	2	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	1	0	
	逗子市	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	
	三浦市	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	葉山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	9	0	8	1	9	0	9	0	9	0	1	8	0	8	0	1	4	5	0	0	0	1	0	8	1	0	
県央地域	厚木市	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	0	3	0	2	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0
	大和市	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	0	3	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
	海老名市	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	0	2	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0
	座間市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	綾瀬市	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	愛川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	9	0	8	1	8	1	9	0	9	0	0	9	0	8	1	0	8	4	0	0	0	0	0	0	9	0	0
湘南地域	平塚市	2	1	0	1	1	0	2	0	2	0	0	2	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0
	藤沢市	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	0	4	0	3	0	1	3	3	0	0	0	0	0	0	4	0	0
	茅ヶ崎市	2	0	1	1	2	0	2	0	2	0	0	2	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
	秦野市	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	0	2	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0
	伊勢原市	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	寒川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大磯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	11	1	8	2	10	0	11	0	11	0	0	11	0	10	0	1	9	6	0	0	0	0	0	0	11	0	0
県西地域	小田原市	3	1	2	0	2	0	3	0	2	1	0	3	0	2	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0
	南足柄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	松田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	3	1	2	0	2	0	3	0	2	1	0	3	0	2	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0
合計		80	3	63	14	74	3	80	0	76	4	2	78	0	68	6	6	59	26	2	0	0	3	0	73	1	2	

